

第九十回東京都港湾審議会

平成二十八年一月二十五日（月）

於 都庁第一本庁舎四十二階特別会議室A

一 開 会

二 副知事挨拶

三 審議事項

（一）東京港港湾計画の軽易な変更（案）について

（二）東京都海上公園計画の変更（案）について

四 報告事項

（一）海上公園を中心とした水と緑のあり方について

（海上公園を中心とした水と緑のあり方検討部会中

間報告）

（二）国際コンテナ戦略港湾について

（三）第三十四回及び第三十五回港湾環境整備負担金部

会の報告

五 答 申

六 閉 会

出席者

学識経験者

日本郵船株式会社特別顧問

草刈隆郎

(一財) みなと総合研究財団理事長

鬼頭平三

日本機械輸出組合理事兼部会・貿易業務グループリーダー

橋本弘二

流通経済大学流通情報学部教授

苦瀬博仁

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

下村彰男

明治大学農学部教授

倉本 宣(欠席)

首都大学東京都市教養学部教授

松田 千恵子(欠席)

ジャーナリスト・環境カウンセラー

崎田 裕子(欠席)

一橋大学大学院商学研究科教授

根本敏則

(国研) 港湾空港技術研究所理事長

高橋重雄

港湾・海上公園利用者

(一社) 東京港運協会会長

鶴岡純一

東京倉庫協会会長

笠原伸次

(一社) 日本船主協会常務理事

石川 尚

(公社) 東京湾海難防止協会特別参与

井上好雄

東京港湾労働組合連合会執行委員長代行

山田敏也

全日本海員組合関東地方支部長

大山浩邦

(公財) 日本レクリエーション協会専務理事

丸山 正

都民公募

岡田潤一

都民公募

中山 桃

港湾区域に隣接する特別区の区長

中央区長

矢田美英(代理)

港区長

武井雅昭(代理)

江東区長

山崎孝明

品川区長 濱野 健(代理)  
大田区長 松原 忠義(代理)  
江戸川区長 多田 正見(代理)

東京都議会議員

東京都議会議員 山崎 一輝  
東京都議会議員 田中 たけし  
東京都議会議員 鈴木 章浩  
東京都議会議員 鈴木 あきまさ  
東京都議会議員 木内 良明  
東京都議会議員 曾根 はじめ  
東京都議会議員 田中 健

関係行政機関の職員

東京税関長 大川 浩  
関東地方整備局長 石川 雄一(代理)  
関東運輸局長 濱 勝俊  
東京海上保安部長 田中 弘之  
警視庁交通部長 大澤 裕之(代理)

東京都職員

副知事 安藤 立美  
港湾局長 武市 敬  
技監 石山 明久  
総務部長 浜 佳葉子  
港湾経営部長 古谷 ひろみ  
臨海開発部長 山口 祐一  
港湾整備部長 小野 恭一  
企画担当部長 中村 昌明

港湾経営改革担当部長

開発調整担当部長

計画調整担当部長

企画担当課長

藏居

原

角

宮崎

淳

浩

美

成

## 開 会 (午後一時三十二分)

○宮崎企画担当課長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第九十回東京都港湾審議会を開会させていただきます。

委員の皆様には、お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入りますまで、しばらくの間は、私、総務部企画担当課長の宮崎が進行役を務めさせていただきますと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

## 副知事挨拶

○宮崎企画担当課長 開会に当たりまして、安藤副知事から一言ご挨拶を申し上げます。安藤副知事、よろしくお願いたします。

○安藤副知事 安藤でございます。一言、ご挨拶を申し上げます。

各委員の皆様におかれましては、平素から東京港の港湾行政に対しまして、多大なご支援とご協力を賜っております。御礼を申し上げます。

また、本審議会におきましては、「東京港港

湾計画」などの改訂に当たりまして、活発なご議論をいただいております。あわせて御礼を申し上げます。

「東京港港湾計画」は、港湾機能と都市機能とが有機的に結合いたしました都市型総合港湾を目指しております。物流はもとより、観光、環境、オリンピック・パラリンピック、安全・安心という視点から、施策を連携させたものでございます。

臨海地域では、多くのオリンピック・パラリンピック競技会場が計画をされており、その開催に向けまして、大会施設とともに、臨港道路南北線や大型クルーズ客船ふ頭などの整備に着手をいたしましたところでございます。

東京都といたしましては、港湾利用者や地元区などの皆様と十分に調整を図りながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、ぜひともご理解とご協力をお願いする次第でございます。

今日は、審議事項二件、報告事項三件について、ご議論をいただきまして、東京港のさらなる発展につなげていければと考えている次第でございます。

今後とも東京港の振興のため、より一層の尽力添えを賜りますように、心からお願いを申し上げます。

私、この後、公務で途中退席をいたしますけれども、本日は審議のほど、どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

○宮崎企画担当課長 安藤副知事、ありがとうございます。ございました。なお、今、ご挨拶にありましたとおり、副知事は公務のため、ここで退席をさせていただきますので、ご了承ください。

それでは、本日の審議会は、所要時間二時間程度を予定しておりますので、よろしくお願申し上げます。

また、本審議会は公開とさせていただきます。こちらにつきましても、あわせてご了承のほど、よろしくお願いたします。

なお、お手元にございますマイクですが、ご発言の際に、手前の赤いボタンを押していただきますと、マイクが赤く点灯いたしますので、その後、ご発言ください。ご発言が終わりましたら、再度、手前の赤いボタンを押していただきますと、ランプが消えますので、よろしくお願いたします。

議事に入ります前に、本日の委員の出席状況をご報告申し上げます。

ただいま三十七名の委員に対しまして、委員並びに代理出席の方を含めまして、三十四名の委員の方にご出席いただいております、定足数を超えております。

次に、お手元に配布いたしました資料につきまして、ご確認いただきたいと思います。

まず、「会議次第」と「東京都港湾審議会委員名簿」でございます。

次に、「東京港港湾計画の軽易な変更（案）」及び「東京都海上公園計画の変更（案）」の諮問書の写しでございます。

次に、資料1―1「東京港港湾計画書 軽易な変更（案）」でございます。次に、資料1―2「東京港港湾計画資料 軽易な変更（案）」でございます。次に、資料1―3「港湾計画の軽易な変更（案）」についてでございます。次に、資料2「東京都海上公園計画の変更（案）」でございます。次に、資料3―1「海上公園を中心とした水と緑のあり方検討部会 検討経過」でございます。次に、資料3―2「海上公園を中心とした水と緑のあり方について 中間まとめ」でございます。次に、資料3―3『概要版』海上公園を中心とした水と緑のあり方について 中間まとめ」でございます。次に、資料4『国際コンテナ戦略港湾政策』にかかる取組について、次に、資料5「港湾環境整備負担金部会の報告」でございます。

最後に、これに加えて、その他資料といまして、本日の「座席表」、「東京都港湾審議会条例」、「東京港便覧」、「海上公園計画図」、

「海上公園ガイド」を配付いたしております。  
配付資料の不足がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。存じます。草刈会長、よろしくお願いいたします。

○草刈会長 ご紹介いただきました会長の草刈でございます。本日は、皆様方には、大変ご多忙の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

早速でございますけれども、お手元の会議次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、委員のご紹介でございます。前回の審議会以降、委員の交代がございましたので、事務局からご紹介のほど、お願いいたします。

## 委員紹介

○宮崎企画担当課長 新たにご就任いただきました委員の皆様を、お手元の委員名簿に従いまして、大変僭越ではございますが、私からご紹介させていただきますいと存じます。ご着席のまま結構でございますので、よろしくお願いいたします。

名簿に星印がついている方が、今回から新たに就任された方でございます。

まず、港湾・海上公園利用者の方々でござい  
ます。

石川尚委員でございます。

井上好雄委員でございます。

山田敏也委員でございます。

大山浩邦委員でございます。

続きまして、東京都議会議員の方々でござい  
ます。

鈴木章浩委員でございます。

鈴木あきまさ委員でございます。

曾根はじめ委員でございます。

続きまして、関係行政機関の方々でございま  
す。

大川浩委員でございます。

石川雄一委員でございます。

濱勝俊委員でございます。

田中弘之委員でございます。

大澤裕之委員でございます。

以上で、新たにご就任いただきました委員の  
ご紹介を終わらせていただきます。

続きまして、東京都職員の紹介をさせていた  
だきます。

港湾局長の武市でございます。

港湾局技監の石山でございます。

総務部長の浜でございます。

港湾経営部長の古谷でございます。

臨海開発部長の山口でございます。  
港湾整備部長の小野でございます。  
企画担当部長の中村でございます。  
港湾経営改革担当部長の藏居でございます。  
開発調整担当部長の原でございます。  
計画調整担当部長の角でございます。  
以上でございます。どうぞよろしくお願い申  
し上げます。

## 審議事項

- (一) 東京港港湾計画の軽易な  
変更(案)について
- (二) 東京都海上公園計画の変  
更(案)について

○草刈会長 ありがとうございます。それでは、  
諮問事項の審議に入らせていただきたいと思います。  
います。

まず、諮問事項「東京港港湾計画の軽易な変  
更(案)」でございます。そして「東京都海上  
公園計画の変更(案)」、この二件について事務  
局からご説明をいただきました。二件まとめて、  
ご意見、ご質問等を賜りたいと思います。よろ  
しくお願ひします。

まず、「東京港港湾計画の軽易な変更(案)」

につきまして、ご説明をお願いします。

○小野港湾整備部長 港湾整備部長の小野でございます。審議事項の一点目、「東京港港湾計画の軽易な変更（案）」について、ご説明させていただきます。これから先、恐縮ではございますが、着席させていただきます。

先ほど進行役より、お手元の資料の確認がございましたが、資料1―1は「東京港港湾計画書」、資料1―2は「東京港港湾計画資料」になります。

それでは、お手元のA三判の横になります資料1―3「港湾計画の軽易な変更（案）」についてにより、概要をご説明させていただきます。

今回の変更は二カ所でございます。一カ所目は、内港地区、晴海のふ頭計画及び土地利用計画の変更でございます。二カ所目は、中部地区、有明南の土地利用計画の変更でございます。

初めに、内港地区の変更について、ご説明させていただきます。一枚目をごらんいただきましたと思います。

東京消防庁の要請に対応するため、専用ふ頭計画及び土地利用計画等を変更いたします。晴海地区は、オリンピック・パラリンピックの選手村が整備され、大会後には多くの住民が住むエリアとなることから、東京消防庁では、新庁舎及び港湾施設を整備することとなりました。

具体的には、既定の旅客船ふ頭計画の小型棧橋六基を削除し、新たに、東京消防庁の専用ふ頭計画として、小型棧橋四基及び船揚場六メートルを計画いたします。

また、外郭施設計画に、東京消防庁の専用防波堤四十九メートルを、新規計画として位置づけいたします。

あわせまして、整備に係る土地について、右の表のとおり、ふ頭用地等一・四ヘクタールを、港湾関連用地に変更いたすものでございます。続きまして、中部地区の変更について、ご説明申し上げます。恐縮ですが、二枚目をごらんください。

平成二十七年八月に実施いたしました、臨海副都心のまちづくり計画の変更に対応し、中部地区の土地利用計画を変更するものでございます。

路線バスの車庫など、交通基盤を有明の丘防災拠点の東側に整備するため、資料左側の上の図の中央付近にございます、交流厚生用地七・一ヘクタールのうち、下の図に示す一・八ヘクタールを交通機能用地に変更いたします。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○草刈会長　ご説明ありがとうございました。

ここで事務局から、「東京港港湾計画の輕易

な変更（案）」に関する関係区との協議・調整の状況について、ご報告をお願いします。よろしく願います。

○宮崎企画担当課長 「東京港港湾計画の軽易な変更（案）」につきましては、中央区、江東区ともに、ご了承をいただいております。

以上でございます。

○草刈会長 ありがとうございます。

続きまして、「東京都海上公園計画の変更（案）」について、ご説明をお願いします。

○山口臨海開発部長 臨海開発部長の山口でございます。諮問事項の「東京都海上公園計画の変更（案）」につきまして、ご説明申し上げます。

恐縮でございますが、着席させていただきます。

東京都海上公園条例第六条第三項に基づきまして、「東京都海上公園計画の変更（案）」を諮問させていただきます。

資料2「東京都海上公園計画の変更（案）」をごらんいただきたく存じます。表紙を一枚めくっていただきますと、目次でございます。

審議いただく案件は、二件でございます。

一 ページ目の案件位置図をごらんください。中央区にございます晴海ふ頭公園の既定計画の変更と、大田区にございます昭和島北緑道公園の既定計画の廃止でございます。

それでは、案件について、具体的に説明させ

ていただきます。

初めに、晴海ふ頭公園でございます。二ページをごらんください。中央区晴海五丁目にございます、計画面積二・五ヘクタールの公園でございます。

変更の内容でございますが、対象となる場所は、先ほどの諮問事項の一「東京港港湾計画の軽易な変更」でお諮りしましたとおり、東京消防庁臨港消防署の移転に伴いまして、港湾計画における土地利用計画が緑地から港湾関連用地に変更されることから、当該区域を海上公園計画から削除するものでございます。理由等の詳細は、諮問事項一でご説明したとおり、臨港消防署の移転に伴うものでございますので、省略をさせていただきます。

赤色部分が今回廃止区域となります。三ページには図面、四ページには航空写真を示してございます。

今回の変更に伴いまして、同公園の計画面積は〇・一ヘクタールの減となりますが、四捨五入の端数処理の関係で、変更後の計画面積につきましても二・五ヘクタールのままとりまして、数字上の変更はありません。区域のみの変更となります。

次に、二番目の昭和島北緑道公園でございますが、五ページをごらんいただきたいと存じま

す。昭和島北緑道公園の既定計画を廃止するものでございます。

ご審議いただきます案件の事由は、海上公園の区移管でございます。その経緯について、若干説明させていただきます。

恐れ入りますが、九ページをごらんいただきたいと存じます。海上公園の区への移管に關しましては、平成十七年二月の港湾審議会におきまして、「海上公園の新たな管理主体について」で、その考え方と移管の基準についてご答申をいただいたところでございます。

この基準に基づきまして大田区と話し合いを重ね、このたび、協議が整いました昭和島北緑道公園について、移管を行いたいと考えております。

これに先立ちまして、都立海上公園としての計画の変更をお諮りするものでございます。

五ページ目にお戻りいただきまして、昭和島北緑道公園は、京浜運河沿いにございます、計画面積約二・五ヘクタールの公園でございます。公園内には、芝生広場や樹林地のほか、上空を通過する首都高速道路の高架下のスペースでは、テニスの壁打ちやキャッチボール、ローラースケートなどが楽しめるようになっております。主に近隣の方々に利用されております。赤色の部分が規定計画廃止区域となります。

六ページには図面、七ページには航空写真を示してございます。

なお、移管後につきましては、大田区が区立公園として管理していくこととなります。

また、区移管に伴う港湾計画の変更につきましては、平成二十六年九月に諮問をいたしまして答申をいただいた、東京港第八次改訂港湾計画におきまして、「緑地」から「その他緑地」へと変更済みとなっております。

説明は以上でございます。また、東京都海上公園計画総括表が八ページにございますので、参考にしていただければと存じます。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。  
○草刈会長 ありがとうございます。

それでは、皆様方からご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ、ご質問、ご意見、おありのある方、ご発言ください。いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

○草刈会長 それでは、ご意見、特にご質問もございませぬようなので、それでは答申についてお諮りをさせていただきます。

諮問事項でございます、まず一つ目の「東京港港湾計画の軽易な変更(案)」、そして「東京都海上公園計画の変更(案)」は、原案をもって本審議会の答申としたいと思います。ご異

議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○草刈会長　ありがとうございます。それでは、原案を適当と認めることといたしました。答申することといたします。ご協力ありがとうございます。ありがとうございました。

## 報告事項

- （一）海上公園を中心とした水と緑のあり方について（海上公園を中心とした水と緑のあり方検討部会中間報告）
- （二）国際コンテナ戦略港湾について
- （三）第三十四回及び第三十五回港湾環境整備負担金部会の報告

それでは続きまして、報告事項に入らせていただきますと思います。報告事項は、「海上公園を中心とした水と緑のあり方検討部会中間報告」、そして「国際コンテナ戦略港湾」、さらに「第三十四回及び第三十五回港湾環境整備負担金部会」、この三件について事務局からご説明をいただいた上で、まとめてご意見、ご質

問を伺いたいと存じます。

それでは、まず「海上公園を中心とした水と緑のあり方検討部会の中間報告」につきまして、部会長の鬼頭委員からご報告をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○鬼頭委員 着席したままで失礼をいたします。検討部会の部会長を仰せつかっております鬼頭でございますが、まず私のほうから概要についてご報告をし、その後、詳細について事務局からご報告をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料3-1をごらんいただきたいと思っております。昨年の平成二十七年一月二十三日に、新たな時代の「海上公園ビジョン（仮称）」の検討が当審議会に諮問をされまして、それを受けまして、三月に部会を設置し、検討を行ってまいりました。メンバーは、中ほどから下にございますが、本審議会の委員もお務めをいただいております。下村委員、丸山委員を含めて、八名で構成されております。

これまで、都合五回の部会を開催いたしました。鋭意検討を進めてまいりましたが、今般、中間報告として取りまとめをいたしましたので、その内容について、ご報告をさせていただきます。と思います。

資料の3-2の表紙をめくっていただきまして、資料の3-2の表紙をめくっていただきたますと、「中間のまとめにあたって」という一枚

紙が出てまいります。この紙の中ほどから下に書いてございますが、今回の検討は、「都民に海を取り戻す」というコンセプトのもとで昭和四十五年に策定されました海上公園構想から四十五年が経過をいたしましたので、その間、ご案内のように、都市化がますます進むとともに、オリンピック・パラリンピック大会の開催が決定するなど、海上公園を取り巻く環境が大きく変化をしていることを背景としております。

これらの変化に対応していくため、都市構造、観光、環境、歴史・文化など、八つの視点から検討を進めたものでございます。

詳細の説明につきましては、資料3―3の概要版で事務局のほうからしていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

なお、この中間のまとめにつきましては、来月の二月に、二週間程度、パブリックコメントを行う予定でございます。

それでは、事務局のほうから説明をお願いします。

○山口臨海開発部長 臨海開発部長の山口でございます。私から説明をさせていただきます。着席させていただきます。

資料3―3、一枚目をごらんいただきましたと思います。前回の審議会におきまして、構想の決定や条例公布など、海上公園の成り立ち、事

業の実施状況、現状と課題などに加えまして、八つの視点に基づいて検討を進めていくことについて、ご説明をいたしました。検討の経過につきまして、ただいま鬼頭部長からお話のあつたとおりでございます。

右上の検討内容をごらんください。今回の目標期間は、東京二〇二〇オリンピック・パラリンピック競技大会及びその先を見据え、おおむね十年といたしました。

構成といたしましては、海上公園のみならず、臨海地域の水と緑の目標像を示し、その上で、海上公園が担うべき役割や整備活性化等の方向性、海上公園とその周辺が一体となった環境整備・誘導の方向性を示しております。

続きまして、資料の中段以降になりますが、臨海地域の水と緑の目標像として、基本理念・基本方針・ゾーニングを示しております。

まずは基本理念でございますが、『『世界一の都市・東京』を実現するために、海上公園を中心とした水と緑のポテンシャルを最大限に引き出し、東京のブランド力の向上を図る』と定めました。

基本理念を実現していくために、三つの基本方針を定めております。資料の左下をごらんください。表題や項目の後にあるページ数は、資料3―2本編に対応しておりますので、必要に

応じてご確認をいただければと存じます。

まず、赤枠で示しております「良好な臨海地域の都市環境を形成する」についてでございます。こちらは主にハード面の取組でございます。これを実現するために、「魅力的な水と緑のネットワークを構築する」、「生物多様性保全を推進する」など、五つの戦略を考えております。

次に、緑の枠でお示しております「賑わいのある臨海地域を創出する」についてでございます。こちらは主にソフト面の取組でございます。具体的な戦略として、「民間の活力を活用する」、「市民協働を活性化させる」など、三つの戦略を考えてございます。

さらに、ハード面・ソフト面の取組を含めて、都政の最重要課題である「東京二〇二〇オリンピック・パラリンピックを成功させ、そのレガシーを継承する」ことを、三つ目の基本方針といたしました。

続きまして、右下をごらんください。これらの方針で検討を進めるに当たり、現況の地域特性を踏まえて六つのエリアを、一体感や連続性を確保するために三つの軸を、それぞれ設定いたしました。

続きまして資料3-3、二枚目をごらんいただきたいと存じます。まず上段が、六つのエリ

アについての説明になります。

黄色で示しました芝浦、品川、大井、平和島の地域を「運河を臨むエリア」として、運河沿いの回遊性を高めることなどを目標としております。

次に、水色で示しました月島、晴海、豊洲、有明北の地域を「住み憩うエリア」として、水辺を活用した解放的・連続的な空間の創出などを目標として設定しております。

ピンク色で示しました台場、青海、有明南の地域は、「観光・MICEエリア」として、歴史や文化を有効に活用し、魅力的な空間を形成することなどを目標としていきます。

オレンジ色で示しました辰巳、夢の島、若洲の地域は、「スポーツエリア」として、臨海地域のスポーツ拠点を、民間活力を活用しながら形成していくことなどを目標として設定しております。

緑色で示しました葛西地域は、「なぎさ共存エリア」として、人や海とのかかわりを重視した空間の創出などを目標としていきます。

紫色で示しました第一、第二、第三航路周辺の地域を、「東京港ゲートウェイエリア」として、海と空の玄関口である東京港や羽田空港を身近に感じることのできる空間の創出を、目標として設定しております。

ページ下段でございますが、エリア間の一体感や連続性を確保するために、エリアをまたいで留意する点を軸として設定しております。

自然環境への配慮が特に求められる地区を結んだ「自然軸」、見る、見られるという視点に配慮する「景観軸」、そして、さまざまな利用を楽しめるレクリエーション空間を形成し、拠点間の連携を強化する「利用軸」を設定いたしました。

海上公園の整備や管理・運営において、六つのエリアや三つの軸に留意することはもちろん、公園区域外における取組におきましても、これらの考え方に沿って事業が展開されればと思っております。

三ページ目から五ページ目上段までは、海上公園の具体的取組を例示したものでございます。左側には基本方針で示した戦略を、矢印の右側には海上公園における具体的取組例を挙げております。

例えば、三ページ目の上から二つ目の「生物多様性保全を推進する」が戦略として挙げられておりますが、海上公園におきましては、「海上公園生物多様性保全計画」、仮称でございますが、これを策定いたしましたして、自然再生を図るとともに、定期的なモニタリングを実施しながら取組を進めていきたいと考えております。

また、生物の生息拠点や移動経路となるよう、適正な管理をしてまいります。

また、四ページ目の「賑わいのある臨海地域を創出する」では、規制緩和や民間活力の活用によりまして、レストランなどの設置により、海上公園の魅力向上を図ることなどが示されております。

ハード面、ソフト面、そしてオリンピック・パラリンピックなどへの対応につきまして、取組の例を示しておるところでございます。

最後に、海上公園以外での環境整備・誘導の方向性についてでございますが、こちらは五ページ目をごらんいただきたいと思います。

五ページ目の下段でございますが、臨海地域には、区や民間事業者などが所有する水辺・緑地空間が多く存在いたします。臨海地域全体の魅力を向上させていくには、海上公園が隣接する区や民間事業者などとの連携を強めていくこと、あるいは、水際線の公的利用に民間事業者の協力を得ることが不可欠でございます。そのためには、区との連携を強めるとともに、民間を誘導していく取組が必要となります。

このため、答申をいただいた後に、関係区や関係部署との調整を進めまして、ガイドラインなどとまとめていきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○草刈会長 ありがとうございます。

続きまして、「国際コンテナ戦略港湾」、これについて、ご説明をお願いします。

○藏居港湾経営改革担当部長 港湾経営改革担当部長の藏居でございます。「国際コンテナ戦略港湾」について、ご説明申し上げます。恐縮ですが、着席してご説明させていただきます。

お手元の資料4 『国際コンテナ戦略港湾』にかかる取組について」をらんくください。東京港は、川崎、横浜とともに、京浜港として、平成二十二年に国から国際戦略港湾に選定され、「選択と集中」の理念のもとで、「国際コンテナ戦略港湾政策」に取り組んでまいりました。あわせて、三港と国は、各港の埠頭会社を経営統合する「港湾運営会社」の設立について、協議を重ねてまいりました。

昨年末に、京浜三港それぞれで公表いたしましたように、京浜港を取り巻く環境の変化を踏まえ、国際コンテナ戦略港湾政策を一步前進させるために、川崎港、横浜港の二港が先行して、港湾運営会社を設立することになりました。東京港は、輸入港として、足元の港湾機能の充実・強化に力をそそぐ必要があることから、現時点では、当該港湾運営会社には参画しないことといたしました。

なお、東京港におけるコンテナターミナル等

の自主的な管理運営は、引き続き、東京港埠頭株式会社が行っていきます。東京港は、今後とも、国際戦略港湾の一員として、三港の連携を図りながら、京浜港の機能強化に努めてまいります。

今後のスケジュールでございますが、本年二月下旬以降に、国は、川崎港、横浜港を運営する会社を、「港湾運営会社」に指定する見込みでございます。

東京港埠頭は、港湾運営会社が設立されるまでの暫定措置として、平成二十六年一月に「特例港湾運営会社」に指定されておりましたが、横浜港等による統合会社が国から港湾運営会社に指定された時点で、東京港埠頭が受けていた「特例港湾運営会社」の指定は失効いたします。

特例失効後においても、東京都と東京港埠頭が責任を持って東京港の管理運営を行う体制に変わりはありません。東京港の利用者に影響を与えないよう、機動的で効率的な港湾運営を行ってまいります。

以上で、「国際コンテナ戦略港湾」に関する報告を終わらせていただきます。

○草刈会長 ありがとうございます。

続いて、三点目ですが、「第三十四回及び第三十五回港湾環境整備負担金部会」、これにつ

いて、部会長の鬼頭委員から、再びご報告をお願いいたします。

○鬼頭委員 部会長を仰せつかっております鬼頭でございます。私のほうから、平成二十六年第三十四回及び平成二十七年第三十五回港湾環境整備負担金部会の審議結果について、ご報告申し上げます。両部会の開催後、今日が初の港湾審議会になりますので、二か年分のご報告をさせていただきたいと思っております。

お手元の資料5の「港湾環境整備負担金部会の報告」をごらんいただきたいと思います。

まず、二十六年第三十四回港湾環境整備負担金部会の審議結果について、ご報告をさせていただきたいと思いますが、昨年の一月の二十三日付で、港湾環境整備負担金にかかわります負担対象工事の指定につきまして、知事から当審議会に諮問がございました。表紙をめくっていただきまして、一ページをお開きいただきますと、これが諮問書になってございます。

続きまして、二ページが、負担対象工事の指定についての諮問内容でございます。平成二十六年の負担対象工事は、平成二十五年に実施した工事になってございます。

工事内容及び負担金にかかわる①から⑧の各項目につきましては、港湾環境整備負担金条例に基づきまして、部会終了後の平成二十七年

二月の六日に告示がされております。

最後に、三ページをごらんください。こちらが答申書になってございます。部会におきまして慎重に審議を行いました結果、東京都港湾審議会条例第八条の二に基づき、原案を適当とする旨、答申をいたしました。

次に、平成二十七年第三十五回港湾環境整備負担金部会の審議結果について、ご報告申し上げます。

同じく平成二十七年十二月十八日付で、知事から当審議会に諮問がございました。四ページをごらんいただきたいと思います。これが諮問書でございます。

続きまして、五ページが諮問内容でございます。平成二十七年の負担対象工事は、平成二十六年に実施した工事でございます。

工事内容及び負担金にかかわります①から⑧の各項目につきましては、先ほどと同様、部会報告後の平成二十八年一月二十日に告示がされております。

最後に、六ページ、これが答申書でございます。部会におきまして慎重に審議を行いました結果、原案を適当とする旨、答申をいたしました。

先ほどの海上公園を中心とする水と緑のあり方検討部会の報告について、若干補足をさせ

ていただきたいと思えます。

先ほどご説明をいたしましたパブリックコメントにつきましては、お手元の資料の3―1、3―2、3―3、この三点を用いて行う予定にしております。

さらに、この審議会でご意見をいただきたいと思っておりますが、大変本文、大部でございますので、後ほどお読みをいただいて、ご意見がありました場合には、今月いっぱいを目途に事務局のほうにお寄せをいただければということ、ちよつと先走つて恐縮でございますが、申し添えたいと思えます。

私からは以上です。

○草刈会長 ありがとうございます。

なお、港湾環境整備負担金につきましては、東京都の港湾審議会条例の規定によりまして、部会の決議をもつて審議会の決議とする、そういうこととなりますので、ご了承をいただきたいと思えます。

ご報告が三点続きましたが、それでは皆様からのご質問、ご意見を伺いたいと思えますが、どなたでもどうぞ、ご発言をお願いします。どうぞ。

○木内委員 水と緑のあり方検討部会の検討経過についてのご報告をいただきました。鬼頭部長はじめ、委員の皆様のご労苦に敬意を表する

とともに、内容をざっと拝見いたしましたして、今  
目的に極めて適切、妥当な検討内容であるうと、  
このように、まず申し上げたいと思います。

通読をいたしましたして、一点、ぜひ意見として  
申し上げたいがございますので、よろしく  
お願いいたします。

私は、この海上公園の特徴というのは、水域  
を擁することだと思っております。海上公園は、  
それぞれのエリアごとに特徴の異なる魅力的  
な公園が多いわけでありませけれども、しかし、  
やはり難点がございまして、それは、交通アク  
セスが実はまだまだ乏しく弱いという実態で  
あります。駅から遠い、バス路線がないなど、  
こうした実態が指摘をされるところでありま  
す。

この検討部会の経過報告の中にも、例えば水  
辺の回遊性の高いまちを目指すとか、あるいは、  
この利用軸の中に、水上交通という文言で触れ  
られている部分もありますので、おそらく検討  
があった点だとは思っておりますけれども、  
ぜひ、昨年、例えば都内において、水上タクシ  
ーの事業者が具体的に営業を開始されており  
ます。水域を有する海上公園では、こうした水  
上交通を私は有効に活用すべきだと、このよう  
に思っています。

例えば水上タクシー、これはほんとうに他に

類例を見ない、画期的、革新的な、東京港湾における舟運の大きな基軸をなすものの一つであるうと、このように思うわけでございまして、こうした水域を有する海上公園では、こうした水上交通、水上タクシーを含めて、新たな試みをさらに導入、反映をして、公園の活用化を目指すべきではないかと。

海上公園における舟運の活性化に向けた取組を、さらに積極的に行うべきであると、このように思いますし、いわば公園のあり方と、あるいは、申し上げた舟運機能との有機的な結合のあり方というものが、一層、先ほどの報告にもありましたけれども、都民との接点を近しくする大きな要因になろうと、このように思うのでございます。

したがって、今後の海上公園における舟運の活性化に向けた取組を、積極的に行うべきであると思いますし、最終報告の段階では、これをさらに特記するなり、あるいは具体的に明示をすることも検討されてはいかかと、このように思いますので、意見として申し上げたいと思います。

以上です。

○草刈会長 木内委員、ありがとうございました。  
これについて、鬼頭部会長からコメントがございましたら。

どうぞ。そちらですか。はい。

○山口臨海開発部長 今、ご指摘のございましたとおり、水上交通は臨海地域の魅力を肌で感じることができるものでございまして、水域を有するということが特徴の海上公園に適した交通手段であると考えております。

東京二〇二〇年大会も視野に入れまして、海上公園の栈橋の利用拡大など、舟運の活性化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○木内委員 了いたします。

○草刈会長 ありがとうございます。

コメントございますか。よろしいですか。

○鬼頭委員 今、事務局のほうからお答えをいただいたとおりですが、部会の審議の中でも、そのお話はいろいろな委員の方からいただきましたし、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、こういう試みがあるいろいろな形でされると思います。そういうものをレガシーとしてまた受け継いでいくということも大変重要なことだと思っておりますので、今のご意見、しっかり受けとめて、これからの部会の審議に生かしていきたいと思えます。

○草刈会長 ありがとうございます。

それでは、ほかの方で、どうぞご意見、ご質問のある方は、よろしく願います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ほかにご意見がございませんよう  
ですので、ちよつと早いですけれども、報告事  
項をこれで終わらせていただきますが、よろし  
ゆうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○草刈会長 ありがとうございます。

なお、先ほど鬼頭部会長からお話ありました  
けれども、「海上公園を中心とした水と緑のあ  
り方検討部会 中間報告」、これにつきまして  
は、皆様のご意見を踏まえて修正をした後、パ  
ブリックコメントを行い、広く都民のご意見を  
聴取するという段取りになっています。そして、  
その意見を踏まえて、五月に開催を予定してお  
ります本審議会において審議を行って、答申を  
する予定でございます。

以上でございます。

それでは、本日の審議事項について、会長の  
私から答申書を武市局長にお渡しをしたいと  
思います。

## 答申

○草刈会長 東京都知事舩添要一殿。東京都港湾  
審議会会長草刈隆郎。東京港港湾計画の軽易な  
変更(答申)。平成二十八年一月二十五日付二

十七港整計第一百五十四号で諮問のあつた標記については、原案を適当と認める。

続いて、東京都海上公園計画の変更につきまして、平成二十八年一月二十五日付二十七港臨公第二百二号で諮問のあつた標記については、原案を適当と認める。

ということ、答申したいと思います。よろしくお願いいたします。

(答申書 手交)

○武市港湾局長 どうもありがとうございます。  
この答申に基づきまして、適切に執行させていただきます。ありがとうございます。

○草刈会長 皆様のご協力を得まして、大変スムーズに審議が終わることができましたので、若干早い時間になりましたが、今日の議事はこれで全て終了いたしました。

長時間にわたってご審議をいただきました。まことにありがとうございます。これをもちまして閉会とさせていただきます。ありがとうございます。ございました。

閉 会 (午後二時十八分)

— 了 —